

介護保険制度被保険者・受給者範囲に関する有識者会議
第1回議事録

- 1 日時及び場所：平成18年3月6日（月）12：30～14：30
メルパルク東京 5階「瑞雲」
- 2 出席委員：大島、大森、小方、貝塚、喜多、京極、関、竹中、花井、堀、松下、矢野（代理：松井本部長）、山本の各委員、矢田委員は欠席
事務局：老健局 磯部、御園、山崎、川尻、桑田、榎本、渡辺
社会・援護 中村
障害保健福祉部 中谷、松嶋、藤木、新村
- 3 議題
 - (1) 被保険者及び受給者の範囲をめぐる基本的課題について
 - (2) 上記検討を踏まえた今後の進め方について

（山崎総務課長）

それでは定刻となりましたので、介護保険制度被保険者・受給者範囲に関する有識者会議の第1回を開催させていただきます。

まず初めに、磯部老健局長からごあいさつ申し上げたいと思います。

（磯部老健局長）

本日はお忙しいところ、有識者の皆様方にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲につきましては、御承知のとおり介護保険制度創設のときからさまざまな議論を経て現在の範囲が設定されてきております。すなわち、現在は介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲につきましては40歳以上の方となっており、40歳から64歳までの第2号被保険者の方々につきましては老化に伴う特定疾病による場合のみサービスの利用が可能ということになっております。そして、昨年6月に成立いたしました介護保険法の改正の際にも、審議会あるいは国会審議の場におきましてさまざまな議論がなされ、大きな論点の一つであったわけでございます。

そして、こうした議論の結果、昨年成立いたしました介護保険法改正法の附則におきまして、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと合わせて検討を行い、平成21年度を日途として所要の措置を講ずる旨の規定が設けられたところでございます。これを踏まえまして、厚生労働省におきましては老健局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長の三者の私的検討会として、今回このような有識者会議を設けさせていただいたところでございます。

この問題は若年層を含め、幅広く国民各層に関わるものでございますし、また障害者施策とも非常に関係の深いものでございます。この会におきます検討を通じまして、更に国民の御理解と合意の形成に役立てればと願っておるところでございます。

いずれにせよ、本会の有識者の皆様におかれましては、こうした経緯も踏まえまして是非活発な御議論をいただき、御示唆をいただければと思っておる次第でございます。どう

ぞよろしくお願いいたします。開会に当たりまして、私からのごあいさつとさせていただきます。

(山崎総務課長)

それでは、続きまして委員の方々を御紹介申し上げたいと思います。お手元の資料の中に委員の名簿がございます。50音順で御紹介させていただきたいと思います。

まずは大島伸一委員でいらっしゃいます。

大森彌委員でいらっしゃいます。

小方浩委員でいらっしゃいます。

貝塚啓明委員ですが、少し遅れて参加されます喜多洋三委員でいらっしゃいます。

京極高宣委員でいらっしゃいます。

関ふ佐子委員でいらっしゃいます。

竹中ナミ委員でいらっしゃいます。

花井圭子委員でいらっしゃいます。

堀勝洋委員でいらっしゃいます。

松下正明委員でいらっしゃいます。

矢田立郎委員は本日は御欠席ということでございます。

矢野弘典委員でいらっしゃいますが、本日は代理で松井さんが御出席でございます。山本文男委員ですが、少し遅れて参加されます。

事務局の方でございますが、この有識者会議は厚生労働省の老健局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長の3局部長の検討会ということでございます。

老健局でございますが、今ごあいさつ申し上げました磯部でございます。

審議官の御園でございます。

社会・援護局長の中村でございます。

障害保健福祉部長の中谷でございます。

以上でございます。

それでは、議事に先立ちまして本有識者会議の運営に関しまして少し御説明申し上げます。

第1点でございますが、議事は原則公開でございます。

また、第2点目としまして、議事録も原則公表されるということでございます。

まず本会議の座長の選出を行いたいと思います。大変僭越でございますが、事務局から提案をさせていただきたいと思っております。座長を京極高宣委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(山崎総務課長)

ありがとうございます。それでは、京極委員の方に座長をお願いすることとしまして、これより先の進行は京極委員の方にお願い申し上げたいと思います。

(京極委員 座長席へ移動)

(京極座長)

御指名ですので、座長を引き受けさせていただきました。

なお、座長代理として大森委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(京極座長)

では、よろしく願いいたします。

大森委員、恐れ入りますけれども、座長代理席へお移りください。

(大森委員 座長代理席へ移動)

(京極座長)

それでは、本日の議題に入ります。まず、事務局から本日の資料の確認及び説明をさせていただきます。

(渡辺介護制度改革本部事務局次長)

介護制度改革本部事務局次長の渡辺でございます。私の方から、資料の御説明をさせていただきますと思います。座ったままで失礼いたします。

○ 渡辺介護制度改革本部事務局次長より資料説明

(京極座長)

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御質問等がございましたらお願いいたします。これからじっくり議論をしていくということなので、今日は若干ブレインストーミング的なことになるかと思っておりますけれども、できるだけ大勢の方に御発言いただきたいと思います。

では、堀委員どうぞ。

(堀委員)

介護保険制度の改正法の附則の意味について若干お伺いしたいと思います。ここには「社会保障制度に関する一体的な見直しと合わせて」と書いてありまして、一体的な見直しをする必要があるということは認識していますし、また内閣で一体的な見直しというか、一体的な在り方についての検討がなされたことは承知しているのですが、被保険者あるいは受給者の関係で一体的な見直しというのはどういう意味を持たせたのか。法律ですから立法者の考えもあると思うのですが、例えばほかの保険では皆年金皆保険になっているのですが、介護保険だけは40歳以上となっている。このようにほかの保険との整合性をとるとか、そういった意味も含まれているのかをお伺いしたいと思います。

(中村社会・援護局長)

私は今、社会・援護局長ですが、当時老健局長をしておりましたので、経過についてのお話でございますが、審議会での御議論もございましたし、また当時は今、御指摘がございましたように、官房長官の下に社会保障の在り方についての見直しの検討会なども置か

れておりました。それから、国の経済財政の運営の基本方針を議論するという意味では、経済財政諮問会議でも実は介護保険の見直しのヒアリングなどがあったところです。

それで、私ども当時の老健局あるいは厚生労働省は、そういった意味で2005年に介護保険制度の見直しの改革を提案するということの是非についても、いわば社会保障制度を一体的に見直す中で介護保険だけ2005年にやることについての是非も含めてヒアリングを受けたという経過がまず1点ございます。ですから、大きな意味では介護保険制度を2005年に改革するかどうかについても是非の議論はあった。そのくらい社会保障制度に関する一体的な見直しということと、各制度の見直しとどう位置付けるかというのは一方で議論がありました。

もう一つ、介護保険制度の見直しの中では年齢問題についてどうするのか。これは審議会の方もいわば普遍化すべきという御意見と、極めて強い慎重な御意見があって、率直に言って両論あってなかなかまとまらない状況にあるという中で政府の方でも検討したわけですが、経済財政諮問会議や官房長官の下での会議の中でも、実は年齢問題についても委員の方から御意見が出て、是とする意見と、慎重にという御意見と2つあったということでございます。

ここで「社会保障制度に関する一体的な見直しと合わせて」と書いてありますのは、年齢拡大あるいは普遍化については是とするか非とするかは別として、そもそも一体的な見直し議論を片方でやろうとしている。それで、被保険者・受給者の範囲についてはやはり社会保障の費用負担に関わる問題と密接に関連している。これは、そもそも社会保障制度を一体的に見直してほしいというような年金、医療、介護、ばらばらに、例えば保険料が上がる、あるいは公費負担が上がるというのはいかがなものか。

こういう中から出てきておりますので、そういった意味でとにかく今回の法律でこの普遍化の部分について手を触れるのではなく、そこについてはまず一体的見直しと合わせて検討したらどうかという議論が経済財政諮問会議や官邸の会議にも出され、そういったことを踏まえて私ども提案させていただく際に、そういう進め方についてまずそういう御指摘がございましたことと、先送りするのではなくて時期的にいつまでに結論を出すのかということが問われましたので、ここに書いてございますように「社会保障制度に関する一体的な見直し」、これは政府としては18年度中にするというをお約束しておりますので、そのときに結論を出すということを明示したわけです。

堀委員からお話のありました、他の制度と比べてこの介護保険だけ40歳にしている、していないというような具体的な御指摘がここの中であったわけではありませぬので、少なくとも私ども原案の検討規定を書かせていただいた立場としてはそこまで踏み込んだ意識で書いているわけではないということでございます。

(京極座長)

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。

この附則ができたときは、まだ障害者施策の在り方の方向が出ていなくて、障害者自立支援法という形になりまして今年の4月から施行され、10月から本格実施ということになりますけれども、私は部会長でございましたので若干発言させていただきますと、当時、障害者施策の方向がまだ決まらない中でどうやって介護保険との結合と申しますか、介護

保険を活用するかがまだ見え切っていなかったところが多分にあったということが若干違う状況かと思います。

では、どうぞ御自由に。

(矢野委員 (代理・松井氏))

矢野委員の代理の松井と申します。

資料1の11ページには、被保険者・受給者の範囲の拡大に関する厚生労働大臣の答弁要旨があり、範囲の拡大の検討対象となる者を代表する者の参加も検討したいと明記されています。本日から始まるこの有識者会議には、この検討対象となる者を代表する者も入っているという認識でよいのでしょうか。それは、例えば、私どもの会員企業にも若い従業員がいるということで考えるのでしょうか。あるいは、資料2には、関係者に対するヒアリングや有識者調査の実施ということが書かれていますが、この中に若い人たちが含まれていると理解すればよいのでしょうか。どんなようなことを考えておられるのか教えていただきたいと思います。

(山崎総務課長)

御指摘の点でございますが、全般にわたって今回の御議論というのは年齢の問題がございますので、今、御指摘がありますようにまさに国民各層にわたる御意見が必要だと思っております。国会においても、まさしく若年のそういう方々の問題も含めて十分検討するようという御指摘をいただいています。そこで、本会議のメンバーも各層の方々に入らせていただいていますし、幅広い参加という意味で、先ほどありましたようなヒアリングも行いたいと思っておりますし、かつ調査も行いたいと思っております。

今回の検討会自体そういう位置付けでございますが、介護保険制度に非常に関係する方々が幅広く参画するという事で、各層を代表したという趣旨で有識者にお集まりいただいたという形で進めさせていただきたいと考えております。

(京極座長)

ほかにどうでしょうか。

(喜多委員)

今日は自由に発言させていただいてよろしゅうございますか。

(京極座長)

どうぞ。

(喜多委員)

先ほどからの説明を聞いておきますと、何か結論ありきというような説明と私は受け取っておるわけです。もともと人間が少し偏っていますので、ひが日で見ているかもわかりません。しかし、この介護保険制度については当初から私は参画させていただいた一人として、途中から、16年度の議論の結果とか、いろいろなデータが出ておりますけれども、

唐突に出てきたものがそのまま正当な評価としてここに資料として出ているのではないかと思っています。

ちょっとわかりにくい言い方をしてしまいましたけれども、いずれにしても介護保険制度を改革する中で障害者を入れるとか入れないとか、受給者をどうするか、年齢をどうするかという議論を徹底してされた経過というのは私はないと思うんです。いいかげんにぼっと出てきて、給付の範囲とか、それから対象者がどうだというふうなことで出てきて、普遍化ということについて大筋皆さん賛成で、普遍化について反対だとおっしゃる方はまずないと思います。私自身も普遍化については賛成だと言いましたけれども、しかし、今すぐやるのはおかしいですよということを当時申し上げたわけでありまして。慎重にやってくださいという意見がここに載っておりますけれども、その一員でもあるわけでありまして。それは何かと言いますと、介護保険の出発時から私は申し上げておりますが、10年たてば2.5倍の費用が要するのに、財政対策はそれで十分いけるんですかということ私を事あるごとに申し上げてきたわけですが、最近の新聞を見ましても、10年たてて22年になれば10兆の金が要ってとてももたないというような記事も載っておるわけでありまして。もたないというのは、初めからそういう計画で出てきてそのまま順調にいつているものを、途中で急にお金が足りない、足りないと言われても、それは責任を持ってやらされている保険者としてはたまったものではないわけでありまして。

今年から3期目の計画で保険料が3年間上がるわけですが、今回、その保険料の5段階のランクが6段階ないしは8段階に分かれてやるようになりましたが、私どもで試算をいたしますと、8段階でやりますと、一番上の8段階目の所得400万円以上の人になれば9,500円くらい月額取られるということになるわけですが、これで果たして皆さんの納得が得られるのかどうか。

なぜそうなるかと言いますと、要するにランク3以下のいわゆる非課税世帯の方が70から75%おいでになる。つまり、所得の少ない方が非常に多くて、その人たちに少しでも安くしていただくためには残りの25%の人からそのお金を取らなければならない。したがって、当然価格が上がってくるわけですが、これをそのまま放置しておくのかどうかということをも再々申し上げてきましたけれども、それはそのままになっておるわけですが。

16年から17年にかけて、座長をなさっている京極先生は障害者の委員会の代表であったわけですが、支援費で失敗したものをいきなり介護保険に入れてくれとおっしゃったから市町村は反対をしたわけでありまして。幸い国の方でもいろいろ努力をされまして、支援費制度はやめて今年から自立支援法ということになりました。自立支援法はまだ実施されておらないわけで、これからやるわけですが、どうなるかわかりもしないのに障害者をここに入れろと言われても、いきなりこれに應じるわけにはいかないわけでありまして。

いずれにしても、私どもの立場からいけば、その運営する財政力を一体だれがどのように担うかということになれば、いろいろなものを支出の部分に加えれば当然その歳入を回らなければなりませんから、保険料を上げるなり、または公費のうち税金で回すものをどうするのかという手当てをしなければならぬ。

そんな議論は一切なしでいきなりここで言われると、どうも自立支援法をつくったけれども、これはうまくいかないから介護保険に入れようかと、衣の下よろいがちらちら見える感じが私にはするわけでありまして。

現に、自立支援法ができましたけれども、それまではやいやいと市長会の方にもいろいろなことをおっしゃってこられました。法律ができてしまうと、あとはおまえたちが勝手にやれということで今、市町村は説明するのに大変です。私どもの職員でも毎日席におりません。課長や課長補佐はそれぞれの団体とかいろいろなところに行って説明をし、また自分自身が勉強するために講習会に出ていかなければならない。それで、最終的にはそれに当てる地方財源は一体どうなるんですかとなれば、この返事もないわけでありませう。

そんな状態でこのまま自立支援法がうまくいくはずがないと私は思っています。それを承知でおやりになったとすれば、先ほどの説明で介護保険の中に当初の予定どおり障害者もありきという話でこれから進められるのではないか。私はひが目でそのように見ております。その辺を少し整理していただかないと、単に受給者の範囲とか、年齢をどうするかということをもどの枠でやるのか。

先ほどの御説明の中にありましたけれども、社会保障の全体の見直しの中で17年、18年でやるとあるんですが、社会保障の全体の見直しとはどんなものかというのはいささか示していただけないわけですね。それぞれ個々に健康保険では、医療保険では75歳の後期高齢者はやりますよとか、年金は民営化していった公社方式でやりますよとか、いろいろなことをおっしゃっていますけれども、社会保障全体をどうするんだ。国民負担はその中でどの部分の人がどれだけ払うのかということが私どもには見えてこない。その中でこの分だけ議論をしろということになりましたら、非常にその議論には戸惑いがあるわけでありませう。

これからずっと時間をかけておやりになりますから、その都度いろいろ発言をさせていただけると思いますし、また考え方が変わるような資料も出していただけると思います。しかし、初めから何々ありきというのは私はないと思っております。議論をしていく中で介護保険を永続性を求めて改善することにはやぶさかではありませんが、それはほかの理由ではなしにやはり国民に初めに説明した老後の安定化のためにした介護保険であれば、そのための対策を講ずるべきであり、その老後の介護のところにもいろいろなものを入れるのであれば、その入れるものについて国民のコンセンサスを得られるようなことをやっていたらいいと、単に保険者は市町村だから、もう決まったんだからおまえたちがやれと言われても、我々としては非常に迷惑だと、このことを最初に申し上げておきたいと思っております。

(京極座長)

今、障害者自立支援法の話が出ましたけれども、いかがですか。

(中村社会・援護局長)

今、座長からもお話がありましたので、障害者自立支援法については喜多市長の方からお話がありましたように、4月1日施行で市町村の方には大変御努力いただいております。

先ほど渡辺次長の方からもお話がありましたように、障害者自立支援法の内容についても次回御説明をさせていただきます。我々は一生懸命やっておりますが今、喜多委員からお話があったように、障害者自立支援法は支援費制度の反省の上に立っておりますので、是非とも成功させなければ、これは障害者の方々にとっても大変切実な問題だと考えてお

りますし、市町村の仕事としてお願いしております。また、国の財政責任も明確にしておりますし、我々としてもそのことをきちんと担保してまいりたいと思っております。また、次回に十分御説明させていただきたいと思っております。

(山崎総務課長)

喜多委員の御指摘の点で、今、私ども事務局はこれまでの検討の経緯について資料等を御説明いたしました。もうこれは言うまでもございませんが、もともとこういう会議が行われるということは、そもそもこの被保険者・受給者の範囲についてどう考えるかという基本的な課題について議論いただくわけでございますので、何か一定の方向性があるわけではございません。

ただ、この議論というのは急に今日始まった話ではなくてかなり長い間の懸案でございますし、ちょうど今回の制度見直しに当たりまして結論的には両論あったわけでございますけれども、その過程においてはこういう論点が大分出されて実際に議論がございました。御参考にとということでございまして、そういうことで一応説明させていただくということでございます。もちろん今から更にこれについては御議論をいただき、いろいろな御意見をいただきたいと思っている次第でございます。

(京極座長)

貝塚委員、どうぞ。

(貝塚委員)

私は去年、介護保険部会をやっていて、そのときも結構大変でした。大変というのは、要するに意見が分かれて、先ほど局長の言われたことは大体正確な経過でした。要するに、両論に分かれて議論がはっきり言って対立したということです。

それはそれですが、もう一つは官邸ないしあちこちで一体的改革と称するもので、これは日本の政治でも非常によさそうな言葉が出てきてやるのですが、その具体的な中身は何か。一体的というのはどういう意味か。そこのところはかなり具体的な姿がないと、介護保険の問題も多分なかなかはっきりした議論は出てこない。

一体的改革というのは何かというと、私などが考えるところでは社会保険制度でやるわけですが、介護保険は社会保険制度の中でやや言ってみれば特殊な制度になっている。それで、年金、医療保険その他がありますが、その受給者の範囲とか、保険料とか、いろいろな点で割合少しづつはそろってきているのですが、そういうものと全体として合わせてと言ったときに、その合わせてというのはどういうことなのか。

私が言うのも変ですけども、一体的改革という言葉信じてやっても余り具体的な方向は出てこないのではないか。これは私の個人的な予想ですけども、結構一体的改革を本格的にやれば、ある意味では日本の社会保障制度全体を今の時点で方向がある程度変えるのかという話がもともと一番大きな問題なので、そういうことは考えずにとりあえず従来のやり方の延長線上で議論をしていくのか。そこの辺りのスタンスがかなり重要だという気がいたします。

それからその他、これは私の個人的な意見ですが、政治情勢がかなり流動化しておりま

して、恐らくお役所の方がそれはずっとお詳しいと思うんですが、経済財政諮問会議というのはざっくりと申し上げれば与謝野さんが議長になられてから竹中さんのときと違ってがらりと変わったんです。したがって、経済財政諮問会議の機能は竹中氏がやっていたときとはかなり違う。それは今年の9月で終わりで、9月でたしか任期が皆さん終わりになると思います。この間、吉川君に会ったら、私は9月で解放されます、助かりましたとか言っていました、とにかくものすごい会議でした。あらゆることをいろいろやっていたのですが、それが多分今はかなり合議制で、しかも議論を整理して余りはっきりした提案をするというスタイルには必ずしもなっていない。

ですから、私はやじ馬的に言えば、経済財政諮問会議が余り権限を持つと各省庁は正直言って多少迷惑だと思っている。だけど、これからはむしろ各省庁がそれぞれやっけないと、経済財政諮問会議の調整機能は余り大きくない。次はどうなるかだれにもわからないですが、ただ、事態が流動化しているということは確かなので、それを読み込んでおいて、ここではできる限りそういうことに左右されないところで議論をなるべくしていつて、そしていろいろ出てくればそれに応じて議論を拡大していく。あるいは、そもそも初めから割合理想的に議論していくやり方もあると思うんですが、その辺のやり方は十分考慮していただいた方がいいんじゃないか。これは全く私の個人的な意見です。

(京極座長)

ほかにかがででしょうか。特に社会保障審議会は私がやっていた障害者部会と貝塚先生がおっしゃった介護保険部会と両方で並行に議論していましたが、なかなかクロスしなくて、最後はちょっと時間切れという感じもいただきましたが、やや財政論議が先行して喜多市長がおっしゃったように衣の下からよろいが見えるというか、介護保険の財政的な基盤を強化するために第3号被保険者をつくって障害者もちょっと入れるというようなニュアンスで受け取られた向きもないわけではない。

他方、障害者部会の方は支援費制度がスタートから破綻しておりましたので、その財政的な失敗を介護保険という大きなエンジンを付ければ何とかするのではないかと、議論があるべき論というよりは財政的な議論からスタートしてしまった向きがあって、それも十分まとまらなかった原因の一つではないかと私個人はちょっと反省しております。

大森委員は当初から携わっておられましたが、いかがでしょうか。

(大森座長代理)

座長代理が発言していいかどうか、ちょっと迷っていましたが、座長からの御指名でございますので、こういう趣旨のことを申し上げたいと思います。

結論的に言うと、私は今回はまなじりを決めてこれについて決着をつけるべきだと考えています。これ以上先延ばしにしたらよくないというのが私の結論でございます。

当初、この制度設計に少しお手伝いしたときに、やはり介護を必要とするような事態、リスクと呼んでいますけれども、だれにでも起こり得る。このリスクは必ずしも年齢に関係ない。当初はだれでもそういうリスクに直面したときには自助努力は無理なので、何とかしてこのリスクを全体として支え合うような日本の社会の在り方というものを念頭に置きながら、私どもはリスクの共同化、社会化と申し上げて、その仕組みを考えよう。当時

は高齢化というものが足早にきているものですから、しかも量も質も非常に低くて、このままでいったら私どもの老後は成り立たないという非常に強い危機感の中で高齢者についてまず何とかしたいということで乗り出したんです。

そのときに私どもの頭にあったのは、やはり介護リスクを全体に社会化するというのは本来ならば高齢者に全く限っていない。したがって、このリスクに必要な経費をどうやって負担するかについて言えば、少し当時でも気恥ずかしかった思いはございますけれども、やはり私は社会的連帯だと思えます。同世代、異世代がどうやって担い合うかという、その仕組みを国民的な理解の中で達成していくということでございます。

したがって、当初私どもが考えましたのは、20歳からにしたい。社会の一員として責任ある大人になってからはきちんとそれで組み込んでいただきたいということで、当時はそういう思いでやっていました。したがって、当初の制度設計は幅広く、余り特定の高齢者の人たちだけに費用が集まらないようにしたいということも含めまして、基本的連携に基づいて幅広くいろいろな方々に負担していただきたい。したがって20歳というのは筋が立つのではないかということだったんですけれども、それが当初だと私は理解しています。

それから、これを実際に法律にするときに40歳になりました。このときは嵐のような日々でございまして、なぜ40歳にするのかということについて私はあのときも簡単には納得できませんで20歳説をずっと取っていたんですけれども、最終的に言えばこれは政治の責任でお決めになるということだったものですから40歳になりました。

そして、今回法律改正のときにこれは決着がつくんだというふうに私は期待していたんですけれども、今日御説明のようにこれがまた足踏み状態にして、足踏み状態になった挙げ句、再び附則のような状態でこれが持ち越されている。ただ、附則の読み方は今、局長がおいでになりますけれども、今回は「所要の措置を講ずるものとする」となったわけです。

ただ、それが一体的な検討の結果、それを踏まえてということになっていたものですから、そちらの方がめどがたたないとこちらはできないのかどうか。こういう文章の解釈は難しいんですけれども、私の理解は、今回は「所要の措置を講ずるものとする」わけですから、その講ずる内容についてこういうさまざまな検討会を通じて必ず所要すべき内容を決めていって政府が選択する方向に向かうものと考えています。

その一つの状況認識は、この法律が制定する直前にもいろいろ御意見があってこういう形になったんですけれども、1つは財界の皆さん方がなかなか御負担について難色を示されていまして。これもいろいろ御意見がございまして十分議論を必要としますけれども、もう一つは障害者の皆さん方の団体が必ずしも一致していなかった雰囲気もございました。私の見方では、最終段階でほぼ合意を見るに至っているのではないかと。中には非常にきつい御意見があったかもしれませんが。

したがって、全体とすると今回の法律の附則を書き込まれた段階にとってみれば、この問題については今回は決着がつけられる段階まで至っているのではないかと。ですから、そもそも論からこの会議が始まるということはない。今までの検討経緯を含めてこれから先に進むということではないかと思って、私は参っております。

そういう状況認識が間違っているかどうかということを経理からひとつ聞きたいと思えます。附則の読み方ですけれども、「所要の措置を講ずるものとする」と書いてあるのは相当

強い御決心ではないかと見ているのですが、それはどういう理解であろうかということです。

(中村社会・援護局長)

先ほど来、御議論になっております点は2点だと思います。

1つは附則の読み方のお話になっておりますけれども、この点については先ほど堀委員にお答え申し上げましたとおり、社会保障制度の一体的見直しというのをこの2年間で政府はやりますので、我々としては先ほど御紹介いたしました中で負担の在り方の問題であるから、先ほど貝塚委員の方からは具体的な方向性まで一体的見直しについて御懸念も表明されましたけれども、私どもとしてはそういう負担の見直しの中で議論をすべきだという御指摘も踏まえて、この記述を盛り込んだ。

そういった意味で我々が拘束されておりますのは、政府全体として一体的見直しが検討されますので、それとの整合性を図らなければなりませんけれども、もう一つは21年度を日途としてという介護保険制度としてのスケジュールも出しておりますので、それを行うとした場合にはやはり18年度中にある程度の結論を得ていないと、21年というのは市町村の準備とか、いろいろ実務的なことも考えますと難しいのではないかとということで、一体的な見直しというスケジュールと21年度ということをお出ししたということであります。

この検討をしていただいて何を直さなければならないかということの結論を得て所要の措置を講ずるということをございますので、その検討の第1ステップとして国会でも先ほど渡辺次長から御説明いたしましたように、どういうふうに審議するのか。審議の場についても御注文が付き、そういういわば立法府の意思を尊重して我々はこの検討の場をお願いしているわけをございますので、まずここでの検討が第1ステップであり、また国会での議論にお答えする場になると思います。

ここでどういう方向性を出していただけるかということが21年度の所要の措置の内容につながると思いますので、何とぞまずこの場で御議論をいただきたいというお願いでございます。

(京極座長)

喜多委員、どうぞ。

(喜多委員)

誤解のないように申し上げておきたいと思いますが、議論することに反対をしているわけではございません。初めからある前提があって議論をするのはおかしいのではないかと私は申し上げているわけでありまして、そういう意味では大森座長代理がおっしゃったように、当初大森先生はたしか小委員会か何かの委員もなさって、初めの原案をおつくりになったお1人だと思います。私はそれも読ませていただいて非常に世間が広まったといえますか、そういう思いで今までまいりました。先ほど大森先生がおっしゃったように、年齢で制限をしたり、所得で制限をしたりではなしに、全国民でやるべきだということは私も初めから申し上げております。医療保険も含めて1枚の保険証ですべてやれるようにす

ればいいじゃないですかというのが、最初の老健審からの私の持論でもあるわけです。

したがって、そういう思いの中で議論をするというのはやぶさかではございませんが、何をどうするかという中で私は先ほど衣の下からよろいが見えていると申し上げましたけれども、今後の論議の進め方の中にも、例えば障害者制度の概要等とはっきり書いてあるわけです。それ以外はないのかということにもなってくるわけで、この辺がどうも釈然としないから先ほど申し上げたわけでありますが、21年度をめどに18年に全体の見直しの検討がなされる中で何を我々が答えを出していくかということについて議論することはやぶさかではないということをあえて申し上げておきたいと思えます。

(京極座長)

資料2の「今後の議論の進め方」でございますけれども、「概要等」と書いてありまして、これは障害児の問題とか、あるいは難病とかいろいろ入ってくると思いますが、スケジュール的には議論の整理がここでなされて、それを踏まえて審議会や国会の議論に入っていくと思えますので、基礎的な議論はこの場で行うことになると思えます。それでは、ほかどうぞ。

(大森座長代理)

当初、この議論をしたときに「統合」という言い方が出まして、随分誤解を与えているいろいろな人を不安に追い込んだと思うんですけれども、今日書かれている文章の中では明白に「制度の普遍化」とおっしゃっているものですから、基本的に制度をこれからいろいろ構想するとき、制度の理念に当たる部分は非常に重要になるわけで、それで盛り込まれるべきサービスとか、仕組みとか、それを裏付ける財政はどうかということですから、今日せっかく文章が出ていますので、とりあえず事務方からもう一度制度の普遍化というのはこういうことだという説明をしていただいて、その上で一応そういうことを議論の前提にして、理解として議論したらどうか。そこは私は重要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

(渡辺次長)

それでは今、座長代理から御指摘がございましたので、お手元の参考資料の2-2という資料でございますが、この18ページからごらんいただきたいと思えます。

18ページに図が載っておりますけれども、現行の介護保険は被保険者の範囲は40歳以上ということになっているわけですが、介護ニーズが生じたときに介護保険から給付がされるのは65歳以上のところでございまして、40歳以上65歳未満の2号被保険者につきましては被保険者ではございますが、給付については一定の制限がございまして、加齢に伴う疾病による要介護状態のみが給付の対象となっているということでございます。それ以外は40歳以上65歳未満の方は対象になっておりませんし、また40歳未満はそもそも制度から外れているということでございます。

次の19ページでございますが、先ほど障害者施策との関係について御指摘がございましたけれども、介護保険のサイドから見ますと、あくまでも若年の要介護ニーズというものをどう考えるかということでございます。もちろん障害者施策といたしましては介護施策だけではなくて就労とか、さまざまな施策があるわけでございます。その中で介護部分と